

[設問3]

1 B社は、F社に対して、F社が丙の受領を拒んだことを理由に、50万円の損害賠償請求をすることができるか。

2 B社はF社に対して、債務不履行(415条1項)に基づく損害賠償請求をすることができる。

この請求が認められるためには、①債務が存在すること(本来債務の発生原因事実)、②事実としての不履行があること、③損害の発生していること、④②の不履行と③の損害との間に因果関係があること、⑤債務者に免責事由がないことが必要である。

3 本問において、F社は丙の受領を拒んでいることから、本来債務の発生原因事実の充足が問題となり、B社の請求が認められるためには、F社に受領義務が認められる必要がある。

目的物の受領は権利であって義務ではないことから、受領拒絶を理由に債務不履行責任を追求することはできないと解する。

もっとも、当事者の利害調整のため、具体的な事案に照らして、債権者に信義則(1条2項)上の受領義務が認められる場合、当該義務違反を理由として、債務不履行責任を追求することができる

と解する。
(1) 本問において、B社F社間の丙100個を代金100万円で売却する本件契約は、2018年4月1日から2020年3月31日まで継続的に行われる契約であり、B社はF社が買い取ってくれなければ、C銀行に融資金を返すことができなくなる。このようなB社F社間の利害関係を考慮すればF社が2年間は丙を買い取るということをB社が信頼することは、正当だといえ、信義則によりF社に丙を受領する義務が認められる。

したがって、F社に本来債務の発生原因事実が存在する(①充足)。

(2) F社は丙の受領義務があるにもかかわらず、自社の業績が不振であることを理由に受領拒絶していることから、F社に事実としての不履行がある(②充足)。

(3) F社の受領拒絶により、B社は、50万円の売上上の損害を被っている(③充足)。

(4) F社の受領義務の不履行により、B社は売上上50万円の損害を被っていることから、不履行と損害との間に因果関係がある(④充足)。

(5) F社に帰責事由がないことを肯定する事情はない(⑤充足)。

4 以上から、415条1項の要件を満たし、B社は、F社に対して、F社が丙の受領を拒んだことを理由に、50万円の損害賠償請求をすることができる。

コメントの追加 [1]: 請求権の指摘OKです。

コメントの追加 [2]: 要件の指摘OKです。

⑤ですが、たしかに、債務者の帰責性は債務不履行の要件だと考えられています。しかし、①と②の債務不履行の事実によって債務者の帰責性は推定される等の理由により、債務者が「帰責事由がないこと」を主張立証すべきと考えられています。そのため、④は帰責事由がない場合に指摘すれば良く、本件の場合は必須とまでは言えないと思います。

コメントの追加 [3]: 内容からすれば、接続詞としては「しかし」が適当ですね。

コメントの追加 [4]: 判例が事例判断なので難しいところですが、信義則上の義務を認めるための判断基準としてやや漠然としすぎている感があります。たとえば、契約内容に注目する等の具体的な基準を示せると良かったと思います。

コメントの追加 [5]: 全要件を簡潔に検討できており良いです。

以上